# 令和4年度「農地中間管理機構」広報業務委託提案に係る仕様書

# 1 委託業務名

「農地中間管理機構」広報業務

### 2 業務の目的

令和4年度に農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正された。農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市町が農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下、「地域計画」という。)を定め、機構は地域計画の区域において、地域計画の達成に資することとなるよう農地中間管理事業を重点的に行うものと定められた。これに伴い、農用地等の所有者からの申出や借受を希望する者の募集等に関する規定が廃止されている。

一方、これまで推進してきた「いきいき農地バンク方式」は、地域計画策定話し合いのスタートとして重要な位置づけとなることから、①大規模農業者、②集落営農組織等の担い手や、③農業の規模縮小等を検討している農業者、④地域の将来に危機感を持つ集落リーダー等(以下、「農業者等」という。)に対し、より一層の農地中間管理事業の周知を図っていく必要がある。このように農地中間管理事業の制度が大きく変わることから、農地バンクの周知を図るだけでなく、地域計画の策定促進と合わせた制度の周知を図るため、民間事業者の企画力、伝達力、機動力等を活用した中で、効率的・効果的な広報を行う。

## 3 業務委託内容

令和4年度「農地中間管理機構」広報業務に係る委託業者選定要項5の委託費には、(1)及び(2)の内容が必ず含まれていること。

### (1) 広報による周知

県内の農業者等を対象に、各種広報媒体を活用し、農地バンク事業制度や支援策等の周知を行う。

### ア 新聞等広告

(ア) <u>正月(12月末から1月3日)</u> に紙媒体を活用し1回行うこと。 (カラー5段)

新制度に伴う農地バンク事業の公告を作成し、デザイン・記載内容などについて、発注者と協議を行うこと。

(紙媒体:新聞紙面広告、新聞折り込み広告、チラシ各戸配付など)

(イ) 日本農業新聞広告、全国農業新聞広告の原稿デザイン作成を行うこと。また、両社との広告申し込みに関する調整を図ること。(3月に1回、サイズ: <u>カラー</u>5段)

## イ リーフレット及びチラシ作成配布

制度概要編リーフレット(A3サイズ2つ折り $(A4 \times 4$  頁カラー)制度概要編チラシ(A4両面、カラー)

各50,000部

新制度に沿って、リーフレット等のデザイン・記載内容などについて、発注者と協議を行うこと。

※作成したパンフレット類は、ひょうご農林機構本社、県庁、農地管理事務所10か所、県内市町38か所、JA14か所に配布すること。

# ウ JA等との連携

いきいき農地バンク方式の周知をJA及びJA出資団体に行う。 ※既存の資料をJA14か所及びJA出資団体10か所に配布すること。

# エ 動画による PR 資料の作成

新制度に沿って30秒PR動画を作成し、そのデザイン・内容について、発注者と協議を行うこと。

## (2) 自主企画による提案

受注者が有する企画力、広報力等の広報や周知に係るノウハウや知見を活用した企画により、農業者等に農地中間管理機構の行う事業や支援 策等の効果的な広報を行うこと。

### 4 委託期間

契約締結の日から2023 (令和5) 年3月31日 (金) まで

### 5 業務執行体制

正副2人を担当者とする。

上記担当者は、事業内容等や進捗状況について、公益社団法人ひょうご農林機構(以下、「機構」という。)担当者と密に協議を行うこと。

### 6 成果品

次の成果品を機構に提出すること。

- (1)業務完了報告書 完了した全体事業の概要
- (2) 周知資材 作成・配布等行う都度提出を行うこと。

### 7 その他

- (1) 成果品の著作権は機構に帰属する。
- (2) PR資材の作成等については、機構と受注者が協議して変更する場合があり得る。
- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、軽微な内容で機構が緊急を要する等、必要として受注者と協議を行った場合には、受注者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (4)機構は、業務の実施にあたり、受注者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (5) 受注者は、個人情報保護法を順守し、個人情報が漏れることはないようにすること。
- (6) 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解 釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記の無い事項については、機構 と協議の上解決する。